

# 高齢者虐待

## 防止のための指針

社会福祉法人 札幌慈啓会

札幌市中央区第2地域包括支援センター

法人代表者	太田 真琴	管理者	黄田 敦子
所在地	札幌市中央区 旭ヶ丘5丁目6-51	電話番号	011-520-3668
作成日	令和5年11月22日		

この指針は高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

## 1. 高齢者虐待の定義

虐待とは次の行為をいい、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、職員はいかなる虐待もしてはならない。

### ○身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### ○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### ○心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ○性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### ○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他の高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止検討委員会

虐待防止の為に虐待防止検討委員会（以下委員会）を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果は職員に周知徹底を図るものとする。

### （1）委員会の検討内容

- ・委員会その他の事業所内の組織に関すること
- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待又はその疑いについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等発見した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### (2) 委員会の委員構成

委員長はセンター長があたるものとし、主任以上の役職者で構成する。委員長は、虐待又はその疑いが発生した場合の対応担当者として、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

#### (3) 開催頻度

年1回及び虐待発生の都度開催する。

### 3. 虐待防止の為の職員研修

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容などの適切な知識を普及し虐待の防止を徹底することを目的とし、研修を年1回以上実施する。研修に参加できない場合は書類を配布するなどして周知を徹底する。

### 4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。また、緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保護を優先する。

### 5. 虐待又はその疑いが発生した場合の相談・報告体制

- 1) 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、担当者（センター長）に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、法人本部の上席者等に相談する。
- 2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った當人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じて関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- 3) 事実確認を行った内容や、虐待又はその疑いが生じた経緯等を踏まえ、委員会において当該事実がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知するとともに、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村へ報告する。
- 4) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

## **6．成年後見制度の利用支援**

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## **7．虐待等に係る苦情解決方法**

苦情窓口相談に寄せられた内容は相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応は、法人の苦情解決実施要項（概要）苦情受付の流れに準ずる。

## **8．本指針の閲覧**

本指針は、関係機関の求めに応じて閲覧できるよう事務所内に据え置くとともに、ホームページにも掲載する。

## **9．その他虐待防止の推進**

職員研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

(附属)

この指針は、令和5年12月1日より施行する。